

## 分割払いを希望される方へ

分割払いを希望される方は、必ず「答弁書」に月々の分割希望額と支払開始の月を記入してください。

ただし、あなたが分割を希望しても、原告が、その分割払いに応じない場合には、裁判所は分割払いを命ずることはできません。

したがって、訴状等に記載された原告の連絡先に電話をするなどして、原告と分割払いについて打ち合わせた上で、「答弁書」を作成することをおすすめいたします。

分割の打合せができた場合には、次の2つの解決方法があります。

## 1 指定された日に出頭できるとき

あなたが、直接出頭して、原告と和解をする方法

## 2 指定された日に出頭できないとき

あなたの署名・押印のある答弁書を裁判所に提出し（署名・押印した後、ファクシミリ送信でも可）、かつ、原告が分割に応じることを裁判所に明示して、裁判所が決定で分割払いを命ずる方法

なお、分割払いの打合せをして答弁書を提出する場合は、「分割払いを希望します。」という文字の右横に、打合せをした原告担当者の名前と打合せ済みである旨を記入してください。

(記入例)

## 3 請求に対する答弁（□にレ点を付けてください。）

認めます。

## 4 私の言い分（□にレ点を付けてください。）

話し合いによる解決（和解）を希望します。

分割払いを希望します。

平成 19 年 ○ 月から、毎月 ○ 日までに金 ○ 万 円ずつ支払う。

(原告担当者○○さんと打合せ済み)

以 上